

令和5年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年3月6日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 2 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 4号 小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 5号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6号 浅川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 浅川町消防団設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 9号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 9 議案第10号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第11号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 発委第 1号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	富 永 勉 君	2番	菅 野 朝 興 君
3番	兼 子 長 一 君	4番	会 田 哲 男 君
5番	木 田 治 喜 君	6番	岡 部 宗 寿 君
7番	渡 辺 幸 雄 君	8番	須 藤 浩 二 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	金 成 英 起 君	12番	水 野 秀 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	副	町	長	小	池	大	介	君							
教	育	長	真	田	秀	男	君	総	務	課	長	岡	部	真	君						
企	画	商	工	課	長	坂	本	克	幸	君	農	政	課	長	生	田	目	源	寿	君	
建	設	水	道	課	長	生	田	目	聡	君	会	計	管	理	者	長	我	妻	美	幸	君
保	健	福	祉	課	長	佐	川	建	治	君	住	民	課	長	関	根	恵	美	子	君	
教	育	課	長	高	野	喜	寛	君													

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	田	子	広	子	主	事	生	方	健	人
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この手当なんですけれども、去年の4月から10月に産まれた方は5万円。出産だけという理解でよろしいですか。

それから、町民の方から聞かれたんですけれども、双子が産まれた場合は幾らもらえるのかというのがありました。その場合、幾らなのでしょう。

それから、3点目ですけれども、届出から支給されるまでの日数というのは大体どのくらいかかるのか。これは事前に窓口届けに行きますという連絡をもらえれば、赤いお祝いの袋に入れて5万円を用意しておいて、窓口でお渡しするというのが一番、私は。年に二十何人ぐらいしかいないのですから、そういう対応も可能ではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

1点目のご質問は、令和4年度4月1日から生まれた方が対象となりますので、そちらの方には5万じゃなくて10万円給付となります。その後、妊娠届出をそれ以降された方に対しては5万円で、生まれた後に5万円で10万円という形になります。あと双子が産まれた場合は、最初の妊娠届出時は、妊婦さんに対して交付するものなので5万円になります。後半の出産後の子供に対しては、1人5万なので、5万、5万の10万となると

思います。あと振込までの日数なのですけれども、こちらはアンケートを受けてからなので、原則現金じゃなくて口座振替にしていますので、国のほうでもそういう推奨ですので、面談をやってから半月ぐらいのうちに振込が完了できるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに、口座振込なんですよ、基本的にみんな今は。だけれども、こういうお祝いのやつなんですから、年間何件もないわけですから、現金で窓口でお祝いの袋に入れてお渡しするというのも私もありかなと。そういうのが例えば広報あさかわに載れば、またそれはそれでいいんじゃないかなというふうに思うのですけれども、これは課長じゃなくて町長ですね、お答えいただきたいと。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、課長が申したとおりに国の方針で口座振込ということですので、できれば口座振込。そして、またそんなに時間がかからないで半月以内に振り込まれるということですので、国の方針に従っていきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは課長のほうにお聞きしたいのですけれども、口座振込というのは国の方針なんですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 国の方針ですと、本来、現金じゃなくてギフト券を交付してくださいというのが国の方針なんです。でも、こういう小さい自治体だと、ギフト券だと直接ベビー用品とか買えるギフト券なんですけれども、そういうのがなかなかできないということで、自治体では現金給付する自治体のほうが多いということで、その中で公金ですので、現金というよりは、やっぱり国の方針というか国の推奨というか、そういうことなんですけれども、口座振込に関しては、それで、なるべく公金も今、現金を取り扱わないというのが主流という部分もありますので、国のお勧めというのがありますので、口座振替にしたところですよ。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 県の人事委員会の勧告にのっとって対応するんだということなんですけれども、1つがガソリン代の高騰に伴う通勤手当の引上げですが、なぜこれは今頃になって出てくるんですか。ガソリンはもう随分前から高くなっているんですけれども。この県の人事委員会勧告が出されたのはいつだったんですか。何で他町村の動向を見ていたという話、説明があったかと思うんですけれども、これはそういう問題ではなくて、やっぱりガソリンが上がっていれば、そういうふうに対応するというのが、これが当たり前だと思うんですけれども、その辺の判断の部分を知りたいと思います。

それから、日直手当に関してのお尋ねなんですけれども、日直とは1日幾らぐらいもらえるんですか。基本給からこう何かやって休日の出勤の割増しをやって、なおかつこの日直手当をプラスするという、こういう理解でよろしいんですか、その点を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、通勤手当のほうでございます。福島県の人事委員会勧告については、昨年10月5日でございます。通勤手当につきましては、提案理由でも補足で説明しましたが、いろいろな他町村の状況だとか県の状況だとか調査しており、県のほうでも来年の4月からの改定ということでございましたので、今の提案になったものでございます。

それから、日直手当につきましては、基本的に土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の役場庁舎が開いていないときに関しまして、職員が通常の勤務時間と同じように午前8時半から午後5時15分までとなっております。その支払いにつきましては、休日勤務手当等は支払わず、この宿日直手当は1日今現在4,400円となっておりますけれども、それを5,500円、それのみの支払いとなります。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の通勤手当に関しては、別に県の動向を見るとかという話ではないと思うんですね。

実際にガソリンが今は若干下がりましたがそれでも高くなっていたわけですから、県の人事委員会もそういうふうにするのが妥当だというふうに指摘して、そういう状況があるわけですから、これはやはり期末手当の引上げの改定と一緒に私はやるべきではなかったのかなというふうには思います。

あと日直手当なんですけれども、8時間勤務して丸々1日で4,500円だけなんです。4,500円じゃなくて…5,500円これにすると。それしかももらえないで、1日拘束されてここにいるということなんです。知りませんでした。分かりました。

○議長（水野秀一君） 上野議員、よろしいんですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第4号 小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この改定そのものに反対するものではありません。現況はこの奨学資金ですね、どういふふう何人に貸し付けられて、どういふふうになっているのかということと、残った4,500万ですか、これについての運用をしていくということになると、極力幅が狭められるのかなと思うんですが、その辺のことについてお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

小室源四郎・ヨシコ夫妻の奨学資金の現況といたしましては、現在まで10名の方に総額1,992万円の貸付けをしたところでございます。今回の改正後に原資4,500万という形の残が残りますが、こちらのほうにつきましては、引き続き運用をさせていただきまして、今後また教育施設の事業ですね、そういったものが開始される際には、そういったところにも充てられることができますので、現在のところは4,500万円はそのまま原資として運用する形で考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。4,500万円の運用で町のその奨学資金もありますね、そういうところは、その都度するとこの金額でも該当する、そういうふうなものになるんですか。その利子の運用というふうなことでやるというふうなことでしたので、お伺いしたい、その点。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

まず、小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金の基金と町の奨学資金基金では、また別に基金が設けてございますので、奨学資金は奨学資金のほうで現在も運用されております。

小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金につきましては、今回、別にはなりませんけれども、運用益としましては、1,384万円ほどございますので、今後そういった形で申込みがあった際でも貸付けのほうはできるような形にはなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回、中学校建設にこの基金から1億円を使わせてもらえることになったということは本当にありがたいことだというふうに思うんですけれども、この間の経過、1億円を使わせてもらえるというふうになるまでの経過について簡単にご説明を1点目としていただきたいと思います。

それから2点目なんですが、第6条の規定の仕方について疑問があります。というのは、第2条で基金の額は4,500万円と純益金を加えた額で、第6条で基金を奨学金の貸付け以外に使っちゃいけないよと。ただし、云々かんぬんで教育施設建設に関わる費用についてはこの限りではないという規定なので、この4,500万円は中学校建設にも学校建設にも使えるよという規定になっているんじゃないかというふうに思うんですね。かえってただし書の部分がないほうが私ははっきりするんじゃないかと思うんですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、1点目につきましてまずお答えいたします。

まず、基金の創設の経過から順に申し上げますと、小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金につきましては、平成7年に小室源四郎様より若者に学費の不足がゆえに学業を断念させてはならないと、教育の機会均等の実現のためにもふるさと浅川町に報恩、感謝の気持ちを形で残したいという趣意によりまして、奨学資金を創設するために町に1億5,000万円の寄附を頂き、条例を制定いたしました。その後、基金の運用につきましては、この原資を基に純益金による貸付けをするものという形で進んでいるところでございます。その後、名誉町民に推戴されました小室源四郎様の胸像を建設するということになりましたので、ご遺族、関係者の方の同意をいただいた上で、平成17年に基金の取崩しの制限に小室源四郎の胸像建設に係る費用についてを加えまして、合わせて胸像建設の500万円を取り崩すために基金の原資を1億5,000万から1億4,500万円とする条例の一部を改正し、平成18年3月に胸像が建てられたという経過になってございます。

奨学資金の貸付けにつきましては、平成23年度以降、貸付けがないような状況でありました。そのため、10年以上も貸付けがないというような状況であったため、奨学資金基金の新たな活用方法の検討も必要な状況でございました。そういった状況から学校の施設の建設も将来を担う子供たちの投資でもあるということを考えまして、令和4年からご遺族の方、それから基金創設当時関係してございました関係者の方といろいろとご相談をさせていただいて、ご遺族の方に最終的に基金の現況と学校建設に伴う町の財政の状況などをご説明させていただいて、条例の一部改正を含めまして基金の取崩しにつきましても、町にお任せしますのでということでご同意をいただいたところでございます。そのため、今回の新たに1億円を取り崩すための条例の一部改正をさせていただいたという経過になってございます。

2点目の条例の改正につきましては、さきに胸像建設に係る費用の一部改正のお話をさせていただきましたが、今回の基金の取崩しの額と合わせまして、同時にこの教育施設建設に係る費用についても取り崩すことが可能だということにしたことによって1億円を取り崩して、原資が1億4,500万から4,500万に改正するという趣旨になってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は分かりました。

ただ、2点目はちょっと違うんですね。私は小室源四郎さんの胸像建設に関わる費用がただし書で前に設けられたのは、胸像が例えば破損したとか何かのときに修理にかかる費用もここから出せますよという趣旨かなというふうに思ったんですよ。でも今回の教育施設建設というのは、これは浅川中学校の建設事業のことでしょう。1億円を使うということですよ。でも、このただし書のこの形だと4,500万円は教育施設の建設に使えますよという意味にも取れるんですね。そういう意味ではなくて、1億円を取り崩した、後はそのまま4,500万円は奨学資金として使えますよと、こういう趣旨だということによろしいんですか。それを確認させていただきたい。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

今回の6条の改正によりまして、原資の4,500万円につきましては、胸像建設に係る費用と教育施設に係る費用両方に今後は使えるような形の改正になります。今回でまず改正することによって、1億円を取り崩す、

1億4,500万を4,500万に取り崩す、そのために同時に今回の4月以降で教育施設建設に係る費用も付け加えますよという形になります。今後4,500万の原資につきましても、6条が生きた形になりますので、胸像建設に係る費用と教育建設に係る費用、こちらのほうについては、ただし書で原資を使えるような形になります。ただし、条例上この原資の額が記載されておりますので、これを実際に取り崩すという形になれば、この原資の一部改正ですね、例えば4,500万円を全部取り崩すという形になれば、今度4,500万円のそれを幾らにするという条例の一部改正が出てくるような形になります。貸付けにつきましては、今までの運用益がございますので、現在のままの運用益の中での貸付けができるという形になります。

以上でございます。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありますか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今、9番議員ので、学校施設教育に使えるということで1億円を切り崩して、それを使うということの話は分かりました。その中で今回の中学校建設の中に入っておりましたが、いま一度、町長、小室源四郎さんとヨシコ夫妻の記念何とかという音楽室からのところにこうなっていますけれども、これはやっぱりこの1億円を使う限り、そういった名前はつけてやらなくちゃならないんですか。

その用途を町長に私が質問したときに、町長は、きっとこれから新しい学校だから音楽関係とかそういったものを開放したり、後は災害のときにそういうものを使うという形で、中学校の音楽堂をそういうふうにするんだということを町長は申されましたけれども、教育施設をそういった方向に使える可能性は町長、あるんですか。また、その名前をそういった方面でどうしても使わなくちゃならないのかなと思うんですが、その辺ちょっと町長に伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、ネームがあるところは会議室と音楽室であります。それで、そのネームは例えばこういう何というんですか、名前のプレートというんですか、そういうのには、ひよっとしたら音楽室に音楽室の入り口とかどこかに貼るということですよ。誰もその音楽室を「小室源四郎ホール」と呼んでもいいし、呼ばなくてもいいし、そういうプレートを一応貼り付ける予定ではおりますが、なお教育長にもう一度確認させて答弁させていただきます。もし、私が間違えたら困りますから。

あと、その会議室、音楽室を避難所という、それは例えば大震災があった場合、もし武道館あるいは体育館、そういうところが満室であれば、いざとなったらやはり一番新しい学校のホールを使わなくちゃいけないんじゃないんですか。まだこれはあくまでも想定であります。でも私はやはりいざなくなったらそこしかないと思いますよ。例えばマグニチュード8、9といったら物すごいあれですからね。そしたら本当に古い家屋はみんな倒れます。それで避難します。といったら武道館だけでは全然間に合いません。あるいは、他町村からも来る可能性があります。12年前もそうでありましたように。ですから、避難所で私はそういう使っちゃいけないということもないと思いますよ。そういうことを私はお話を最初から答弁しております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まず、教育施設の開放ということにつきましては、地域の方にも使っていただく、町

民の皆さんも利用して、そして新たな交流の拠点になることを期待をしているということは、これまでも申し上げてきたとおりでございます。こういう学校開放につきましては、開かれた学校ということで、これは全国的にそういう方向で進んでおりますので、何ら問題のあることではないというふうに私は認識をしております。ただ、不特定多数の方が学校に入ってくるということは、これはやはりセキュリティーの関係でその辺は使用許可申請、これを出していただいて、そして教育委員会で許可をしてということで、その辺は学校のほうでもよく安心・安全のために管理体制は整えていかなきゃならないというふうには思っております。ただ地域の方、町民の方に開放するという事は、これからどんどん進んでいくものと私は思っております。

それから、小室源四郎さんのお名前を使うということにつきましては、多額のご寄附を頂いているということで、そして基金を活用しているということが分かるようにしたいということなんですが、ご遺族の方からもそれについては、分かるようにしていただけるとありがたいという、そういうご意見をいただいております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長、この質問したときも全く同じことを言っているんですが、教育長が言われたじゃないですか。不特定多数の方が学校に今入れるんですか。当然、日曜日とか土曜日で生徒がいないときでしたら当たり前に使っても何ら疑問はないんですが、ふだん、町長、学校に生徒がいるときに、例えば震災があつて、そこが避難所なんだと言ったときに、今の考えてみてください。この間の間取りを見たときに音楽室の隣は保健室と、あと特別学級が2つあるんです。トイレはそこに2つ。そして下にあとトイレは職員のトイレしかないんですよ。そして町長は、いや、そのために保健室にシャワーを入れたんだと言うが、シャワーは1つです。そしてそこに小さいのが一つ、洗濯室と反対側にトイレがある。そうすると、そういったものところに果たして小室さんの名前、今町長言うプレートね、入れるとなると、それはそれだけのお金を使わせてもらうんだから、それは確かに私は賛成です、そのプレートとかいうの。

ただ使い方がいま一度私たちは何回も言いますけれども、今小学校、中学校を一般の方がふだん災害だからと言ってそこを避難所にしたときに、子供たちと一緒にそのところにいられるんですか、町長。これは俺は無理なことだと思うんです、絶対に。教育長だってそう言ったじゃないですか。この間、私も質問のときにも言いましたけれども、今から5日か6日ぐらい前に小学校のほうに17歳が来て先生が刺された、こういうことだって簡単に起きちゃうわけじゃないですか。セキュリティーも何にもないと言って。今教育長は、いやセキュリティーはやりますと言いましたが、一般の人がそこにいて何のセキュリティーができるんですかということなんです。

だから、そういったことを我々議会に、例えば答弁でも何でもそうなんですが、私たちが納得できる答弁をしてくださればいいんですが、別に反対とか何もしてないんですよ。ただ、どうも我々の質問に対して町長が答えられてるのは理不尽なんですよ、どう考えたって。できないと思うんです、そういうこと。そのために、浅川町では武道館をそういう災害のときに使う避難所という形にしたと思うんですよ。それを今度はまたこう取ってつけたように、ここのところに、そういうことを、新しいからそこは地震に強いんだからと言うんですけども、町長、自分で言っているじゃないですか、地震が来たらみんな潰れちゃうんじゃないかって。そういうこともやっぱり踏まえて、いま一度町長、私がああ、そうなのかという納得できる答弁をお願いいたし

ます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は納得している答弁をしておりますから、そんな理不尽だ云々じゃなくて、ちゃんと私は本当に誠意を込めて、私もそうだし、教育長もそう、あるいは課長も誠意を込めてやっていますよ。そして私は学校、その音楽室、まだ指定していないですよ、避難所の。何でそうやっていかにも避難所指定したような質疑をしているんですか。もし10年後、例えば物すごい地震が来て、体育館とかみんな目いっぱいだったら、じゃどこに避難するんですか。やはりそしたら学校のあれが私はいいいと言っているんですよ。私はまだ避難所の指定はしておりませんからね。

それと納得していないというのは、私はおかしいと思いますよ。議会でどれだけ答弁しているんですか。ですから、どっちにしても私の説明がたとえ下手であろうと、私は誠心誠意を込めて教育長も課長もあるいは全職員も答弁していると思いますので。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

ちょっとだけ待ってください。教育課長が答弁するそうです。

教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 避難所の関係で追加説明をさせていただきます。2月の議会全員協議会の中でも富永議員からお話でしたが、避難所としては、まず基本的には武道館が優先の避難所になっております。その次に中学校の体育館という形になります。それでさらにいっぱいになってしまった場合につきまして、今回のこの小室源四郎・ヨシコ夫妻記念ホールも併設して使えるようにという形で避難所まで想定した形で考えてございます。大体、学校につきましては各地区にありますので、学校の体育館等がまず避難所としてほぼ指定されているのが現状でございますので、そういった形で避難所としての活用につきましても、優先順位で武道館、中学校の体育館、その後はこちらの校舎という形で使えるような形になればというふうに考えてございます。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） この基金の話にちょっと戻っていただいて、先ほど同僚議員からもありましたとおり、町としては大変ありがたい申出だというふうに思っております。それで2つ確認したいんですが、1億円という額のご遺族、それから関係者の方の申出の額なんでしょうか。

まず、そこを1つと、それから2つ目に、この基金を清算するという方向性はなかったんでしょうか。というのも平成23年以降ですか、全く返済のみの動きで貸付けがないというような状況で、我々が見ている、事務量を管理するのが大変だろうと常々思っているんですが、一度ここをリセットして、基金そのものをなくすという方向性は考えてはいなかったんでしょうか。返済の口座だけを生かして残りの分は全部一回清算するというような形はなかったんでしょうか。この2点お尋ねします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

1点目の1億円の額ですが、こちらのほうにつきましては、ご遺族の方の申出ではなく、こちらのほうから1億円というお話をさせていただきましたが、ご遺族の方につきましては金額につきましては、お任せしますというようなお話をいただいております。

それから、2つ目の清算という考えでございますが、確かに監査等でもいろいろとお話をいただいているところでございます。今回1億円という形の額、それから将来的な小学校の建設等、そういったものも見据えた中で、清算するという形であれば一番確かに事務的にも楽な部分はございますが、返済する方も現在1名残っているということもございますので、今回清算という形ではなくて、このような対応を取らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今1名という話が出ましたものですから、その1名の方はいつ終わるんでしょうかということ、それから金額的な1億というのは、こちらから、町のほうからの申出だということを今ご答弁ありました。逆に言うと、純益金が1千何百万あるということを言えば、それだけを残して全てを清算するというほうが私はよかったんじゃないかなというふうな形です。というのは、そのかかる事務量というのは結構あるんだろうなというふうに考えていますので、動きのないものをずっとそのまま引っ張るよりも、そのほうがよかったのかなと、これは私の個人的な見解です。町には町のあれがありますので、何とも言えないところがありますけれども、純益金だけを残してそれで全てを清算する、1億4,500万ですか。それを清算して1千何百万の純益金だけ残してその口座を持っているという形が一番よかったのかなというふうに私は今ちょうど教育課長からありましたように、監査等々でもそんなニュアンスで持っています。その辺はどうだったのか再度お伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 1点目のいつ終わるかということですが、こちらのは、ちょっと手元に詳細な資料がないんですが、3年近くちょっとかかる予定になってございます。

それから、清算の考えでございますが、こちらのほうにつきましては、議員さんのご意見もございますので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今3年というお話でよろしいんですか。3年。そうするとまた3年後に今の同じような条例の改正ということが必要になってくるんだろうというふうに思っています。終わった時点でですね。ですから、その辺のところも3年ありますので考えていただいて、4,500万プラス1千何百万の純益金の。それから返済が完了したという時点で、また清算云々の話が出てくるんだと思いますので、その辺の検討もぜひ今のうちからしていくことが必要かなというふうに思っています。

終わります。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第4号 小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第5号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回、80万円が増額になるわけですが、これ自体は喜ばしいことだと思うんですが、80万円増額になる原資というのは、全額国から来るのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 80万ではなくて8万円の値上げです。こちらは3分の2が県、3分の1が町の持ち出しとなっております。

以上です。

〔「もう1回」の声あり〕

○保健福祉課長（佐川建治君） 持ち出しについては、3分の2が国、3分の1が町となっております。負担です。

○議長（水野秀一君） もう1回はっきり言ってください。

○保健福祉課長（佐川建治君） 48万8,000円が今回改正する金額なんですけれども、実際はこれに1万2,000円の産科医療の保証掛金というのが足されまして、1人当たり、1件当たり出産に対して50万円支出されるんですけれども、それが3分の2が国、3分の1が町持ち出しという負担割合になっています。給付費ですので、そういう負担割合になっています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、国と県と町の一般財源でこの部分を補うということですね。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） そのとおりです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第5号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第6号 浅川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第6号 浅川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第7号 浅川町消防団設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点お伺いいたします。

現在の団員数、各分団ごとの実際の団員数を教えてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

分団ごとの現在の団員数ですが、分団長、副分団長以下ですけれども、第1分団が45名、第2分団が48名、第3分団が42名、第4分団が39名、第5分団が30名、第6分団が28名でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ちょっと驚きでございます。班の再編をやるのであれば、できれば現在の実数の団員数に近い形の定員数というものに改正する考えとか必要性はなかったんですか。ちょっとお伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

当然のこと、今回、このような要望等がございまして、確かに、ほかの分団も同様な団員確保というのは課題になっているものだと認識しております。第5分団に限りましては、大きく大字山白石地区の中でのまとまりがあったものでございます。ほかの分団とのその定数の見直し等になりますと、今回についてはちょっと時間的なものもあり、そこまでのこちらからその定数の見直しということにつきましては、積極的なものは持っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） この分団の再編について時間をかけて本団と総務課といろいろ会議を持たれたことと思うんですね。ですから、やはり貴重な時間を割いて協議するわけですから、ここの定数の部分に関しても、ある程度、話し合いをするべきだったと私は思うんですよ、当然。それで結局、分団の方、分団長なり班長さんなりは、その定数を割っていることに対して、かなりこう何て言うのか、申し訳ないという気持ちというのは常に持っているはずなんですよ。ですから、定数と実数の差が大きければ大きいほど、やはりプレッシャーになったり、本人の悩み事になったりすると思うんですよ。ですから、本団と早急に共有をして、定数に関してもできるだけ早い時間で見直すというのを考えてはいかがでしょうか、町長、どう思いますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この第5分団は突然の要望であり、山白石地区では、もうこれを2年ぐらいかけて話し合った結果、団長を通して町に来ました。それで、町でもそれなりの返答はやりましたが、山白石地区の団員が意思が固くて、やはり1分団にしてくださいという要望が団長を通してありました。そういうことで、町のほうからは本当にそれなりの説得とかお話ししましたが、いろいろあったみたいで、この第1分団になりました。そして、この定数の見直し等は団長ともお話ししましたが、本当にこれからの課題ではないでしょうか。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 消防団員の……。

○議長（水野秀一君） 角田議員、マイク。

○10番（角田 勝君） 町長がこの定数の問題のことで、それが基本だというふうなことを言いましたけれども、私はこの自治消防は、なかなかこの町外に働かざるを得ないようなそういう若者が多くなればなるほど、あるいは企業での制約なんかも出てきたりして、自然になかなか増えないと思うんですよ。増えるどころか減る一方ではないかと思うんです。ですから、定数をいじっても実質的にはそれよりも下がるというふうな具合になる。しかし、今言われるように、そういう実数に改めていくということは、いろいろ検討が必要だとは思いますが、いかに確保していくかということについては、どういうふうに考えているんですか。

私は常備消防だけでは、やっぱりいざ強風の中での大火なんということになったらどうしようもないんですから、地元というか自治消防も頑張ってもらっているんですけども、重要だ本当に大切なんだというふうに思うんです。ですからその辺の、自然とこのまま行けばどんどん減っていく一方ではないかというふうに思うんです。

そのことが1つと、それから前に何か私もちょっと忘れちゃったんですけども、正式な団員を応援する協力団員みたいな、みたいなというか、実質上の協力団員みたいな人のOBですか、動けるようなそういう人の何か体制を取ったというような記憶もあるんですよね。だから、私ももっと若い頃だったものですから、いや、私もあれのときには要請があれば行くよというふうなことを言いましたけれども、そういう体制というのは一時何かあったような気がしたんですが、その辺はその後どうなっているんですか。

2点、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 団員は仕事を持つての活動ですから、本当に心の痛いところであります。それで、今いかに確保するかということで、先々月の山白石で起きた火事は、私は物すごく感動しております。何人かの人にお話をさせていただきました。協力団員OBの方がはっぴを着て、物すごい活躍をしていただきました。それも1人2人ではありません。女性の方も大活躍しておりました。中に人がいるということで土手を登ったり山の中を駆けずり回ったりして、OBの方々は本当にすばらしいなと思っておりますし、あの体制は本当に今後もうこういうふうに町でも起きていただければうれしいなと思っております。そういうことで今後、団長と

も機会があれば本当に様々なお話をしていきたいと思っております。そのほか、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 補足してお答えいたします。

まず、その消防団員の今後の確保していくためにということでございますが、昨年度令和4年度については、国主導ではございましたけれども、消防団員の処遇改善ということで報酬等は引上げをしたところでございます。そのほか、併せて消防団応援事業等のことも令和4年に実施するようなそういう応援事業というのも創設したところでございます。また、企業への訪問活動等もやっていたのかなと思います。今後もそういったことについて、団のほうと連携しながら改善していきたいと思っております。

協力員関係でございますが、令和3年3月に浅川町消防協力員設置要綱というのが制定されまして、現在消防団員OBの方でございますが、総勢118名の方を委嘱しているところでございまして、無報酬ではございますが、ご活躍いただいているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

ただ2点目の消防協力員が令和3年3月の形で118名委嘱しているということなんですけれども、これはそのときに委嘱したそのままなんですか。その後もそれぞれ令和3年ですから、月日がたっているんですけども、以前からこうやっていただいたんではなくて、令和3年から始まったのですかね。私はその前に何かそういう話があって、私も協力できるよというふうに登録したかどうかは分からないけれども、あったような気がしたんですけども、そうすると令和3年に登録した人が118名いて、その118名の人たちには、そのいわゆる消防団員としてのほっぴというんですか、そういうものとか一定の装備を対応しているとか支給しているとか、そういうことをやっているんですね。その結果、今町長が言われるように、ほっぴを着た協力員の人が頑張ってくれたという、そういうものにつながっているんですか。その辺、ちょっと明らかにしてください。明らかというか説明してください。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 消防協力員につきましては、明文化されたのが、令和3年3月でございます。貸付品としまして協力員のみに、ほっぴ、ヘルメット、長靴等を対応するというふうなことでございます。以前からそういった活動はしていたものでございました。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） その人たちには、協力員の人たち、万が一けがしたり亡くなったりしたら、弔慰金なりそういうものも該当はするんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） その協力員の活動につきましては、町がボランティア活動保険のほうに加入しております、補償するものとしてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第7号 浅川町消防団設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第9号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第8号）についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 一般寄附金に関して、300万円貴重なご寄附がストウショウイチロウ様から寄せられました。大変ありがたいことだというふうに思いますけれども、これについて使途について何か要望とかはあったんですか。使い方、使い道、これについて希望とか何かはあったのか伺いたいと思います。

それから、広報の1月号に昨年11月にゴルフクラブ協議会から寄附があったという記事が掲載をされておりましたが、この寄附金は一般寄附金として計上されておりません。12月の補正予算を見ましたけれども、12月の補正予算にも載っておりませんでしたので、この寄附金は一体どこに行ってしまったのかということをお尋ねをしたいと思います。

2点目です。12ページに移ります。

清掃費に関して、石川地方生活環境施設組合分賦金、特定財源575万円が減額になって町の持ち出しの593万7,000円が計上されておりますけれども、この特定財源で何でしたっけ。それで、町の負担が多くなったということなんですか、伺いたいと思います。

それから、3点目として13ページ。

商工振興費の絡み、在京浅川会についてなんですけれども、もうずっとコロナの影響で様々な活動がなされていないという話を聞いておりますけれども、現在どういう状況になっているのか伺いたいと思います。

それから、今年度の事業なんか何か取り組むんだという話があるのかどうか、そういう点も伺いたいと思います。

それから、15ページ。

中学校の建設事業費の絡みで、2クラスを西側のほうに移動させるんだということなんですけれども、この移動させる学年というのは何年生のクラスを移動させるのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 1点目についてお答えいたします。

一般寄附につきましては、使い道については特に指定はなく、町政進展のためにということではお話は伺ってございます。

それから、ゴルフクラブ関係の寄附については、私のほう総務課のほうでは、ちょっと確認してございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

2点目の清掃費につきまして、特定財源の575万1,000円の減でございますが、こちら7ページの歳入で575

万円の減になっております。一部事務組合に係ります普通交付税再配分の金額となっております。当初予算計上時は令和2年度の確定値で予算計上依頼がありましたが、令和3年度で補正予算償還金の償還が終了したため、今年度以降、普通交付税の再配分がなくなったことによるものです。

負担金の増につきましては、石川地方生活環境施設組合分賦金の増となりますが、こちらの負担金の額につきましては、無水源施設整備事業元利償還金の額の確定によるものとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、在京浅川会の件についてお答えいたします。

在京浅川会につきましては、3年前のコロナが流行し始めた頃から集まり等も行っていないそうです。現在は、年間1度も理事会等開催しておらず、総会等の開催も難しいということで、ご連絡のほうをいただいております。在京浅川会は高齢の方も多くいらっしゃいますので、なかなか集まってコロナがはやっている状況ではできないということで、ここ3年ほど、まともな活動はしていないということでお話のほうは聞いております。来年度の浅川町訪問の旅についても、今のところやる予定はないということでお聞きしておりますが、総会の件につきましては、総会が11月ですので、それまでにコロナのほうが落ち着いていれば、来年度は開催されるのかなと考えておりますが、あちらの理事会の考えもございますので、ちょっと今の段階ではっきりしたことは言えませんが、この3年間コロナの状況によりまして、活動はないという状況となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、4点目につきましてお答えいたします。

移動する教室なんですが、今までの議会の中でのいろいろご質問等もございました。日陰の問題、それから騒音の問題等もございますので、それらをできる限り軽減できるようにということで、3階の西側に図書室が一番端にあるんですけども、そちらの手前の学習室と会議室が今空いておりますので、そちらに2階の1年1組と1年2組、そちらのほうを移動させるような形で計画しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目、そうすると使途については、町政進展のためということで、特に指定はなかったということなんです。ただ予算書では随分と図書購入にこれを使わせてもらったと。子供たちの成長のためという思いからかなというふうに思うんですけども、それは町のほうの判断だということで理解してよろしいですか。

それと、ゴルフクラブ協議会からの寄附については、広報の1月号のほうにちゃんと載ってるんですね。金額は載ってなかったんですよ、どういうわけか。幾ら寄附があったかというのは。ただ、寄附はあったということなので、11月に寄附したんだから12月の補正予算か今回の補正予算に私は載ってしかるべきではないかというふうに思うんですけども、載っていないのは何でなんですか。これは協議会から幾ら寄附をもらったんですか。どこに行っちゃったんですか、このお金。そういう話になるよね。

あと、すみません、続けてやります。

3点目の在京浅川会の現在の会員数は何人になっていて、現在の活動内容というのは、辛うじて何をやっているのか伺いたいというふうに思います。

それから、4点目の2クラスの移転なんですけれども、今、騒音や日陰等を考えて現在ある教室を向こうに移すということなんですけれども、1年生の学年を向こうに移すんだということ。私はちょっと単純に考えれば、3年生あたりは受験勉強もあるし大変なので、3年生がこう優遇と言ったらおかしいんですけども、優遇されてしかるべきなのかなというふうに素人考えでは思うんですけれども、その辺の判断はどうだったのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） ゴルフの寄附金は社会福祉協議会のほうにやっております。それで、あと、ちょっと金額はすみません、私は忘れておまして、金額はちょっと後ほど調べさせてお答えいたします。社協のほうに行ってます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 一般寄附金のその300万円のことでございますが、町政進展のためにということでございまして、町の判断によりまして、令和5年度の当初予算のほうで図書代のほうに充当するような形で予算を取ったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 現在の在京浅川会の会員数ですが、約150名程度となっております。先ほどもお答えいたしました、この3年間コロナの状況によりまして、在京浅川会のほうは活動のほうは行っていないと聞いております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

3年生のクラスなんです、今ほど西側のほうに1年生を移すというお話をさせていただきましたが、ちょうどその下の階、2階のちょうど昇降口から西側のところがももとの3年生の教室になっておりますので、その日陰の影響については、さほど影響はないようなクラスの配置になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の町へのゴルフ協会からの寄附なんですけれども、広報あさかわには町に寄附がありましたという表現だったんですよね。社会福祉協議会に寄附がありましたじゃなくて、町に寄附がありましたという表現だったんですよ。確かに、文章を見ると、社会福祉のために使ってほしいと、こういうことの趣旨だったようなんですけれども、町だって社会福祉事業をやっているんですからね。それを別の組織、法人である社協にこう勝手に町の寄附を、これは社会福祉のあれだから、じゃ社協にやろうかなんて、こんなふうに判断で勝手に決めていいんですか。町への寄附だったら町が収納すべきだと思うんですよ。どうしても社協にやりたかったならば、町が収納して、町から社協に何かの補助金みたいな形で出すというのが本当だと思うん

ですね。何か町への寄附がありましたと言っていながら、実は町じゃなくて社協への寄附にしちゃったと、こういう扱いは何かおかしいというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

それから、3点目の在京浅川会、現在150人程度ということで、そうすると今、広報あさかわとか議会だよりを郵送しておりますよね、会員の皆さんに。それで辛うじてこうつながっていると、そういう状況なのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、4点目のあれは分かりました。西側の移すところの2階部分が3年生で、騒音とか日陰の影響というのは、やはり同じように軽減されている、もともと軽減されている場所にあるということで分かりました。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） だんだん思い出してきました。それで、間違いなく社協、それでその後、所長が受け取りに来て領収書を出しております。なお、金額とあるいはちょっと今思い出せませんので、なお金額の件は後ほど連絡を取って、後でお知らせさせていただきます。

あと私が勝手に、これは町でもらったやつだけれども、いや、社協に持っていけということではありませんので、恐らく社協のほうの所長を呼んだということは、本来であれば所長が広報ですか、冊子に載ればよかったです。私が社協の会長ですから、写真を撮らせて掲載させていただきました。なお、しつこいようだけれども、金額は後ほどお知らせさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 現在、在京浅川会との関わりですが、2か月に1回の広報等の送付等は依然行っております。また在京より、会員全体にお知らせしてもらいたいというようなことがあれば、文書のほうを広報に入れて送るといような形は取っております。先ほどからお答えしておりますとおり、コロナのため在京浅川会の理事会自体が開催されていない状況となっておりますので、役員の上の方向名かについては電話等で常時連絡は取っているようですが、ちょっと正式な理事会等開催しておりませんので、活動等は今のところ行っていないことで聞いております。

以上です。

○9番（上野信直君） 議長、もう3回終わっちゃったんですけれども、ちょっと確認したいんですけれどもいいですか。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） ゴルフ協議会からの寄附なんですけれども、広報には町に寄附がありましたという表現だったんですよ。これは間違いだったということですね。社協に寄附があったということなんですね。確認します。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 社協だと……社協であります。なおもう一度、確認させて答弁させていただきますが、私の記憶では社協でありました。

○議長（水野秀一君） 違う。町長、確認することはないですか、休憩にして。

○町長（江田文男君） じゃ休憩して。

○議長（水野秀一君） 一応。

- 町長（江田文男君） 休憩して。俺、すぐ電話で確認しますから。
- 議長（水野秀一君） 一応、ここで暫時休憩して確認したいと思います。
- 町長（江田文男君） 休憩。
- 議長（水野秀一君） ここで15分、35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

- 議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、江田文男君。

- 町長（江田文男君） 9番議員にお答えいたします。

先ほどゴルフ愛好会のご寄附について、これは間違いなく社会福祉協議会に5万3,000円を頂いております。これは2月号の社協だよりも載っております。ぜひご確認ください。それと、町の広報紙、これのちょっと文面が町のほうにいただいたようなことを書いてありましたので、本当にちょっと文面が間違えておりました。これもやはり、私は見ていたつもりではありますが、なかなかそこまで気がつかなくて大変申し訳ありませんでした。今後とも、職員同様一生懸命いい広報紙を作っていきますので、よろしく願いいたします。

- 議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、会田哲男君。

- 4番（会田哲男君） 1点お聞きしたいんですが、14ページの10款1項2目の高等学校等通学費助成金54万減額になっています。当初予算で181名分ということで、181万あったと思うんですが、この減額の理由ですね、1万給付するやつなんですが、大変いいことだと思っているんですが、これをお聞きしたいと思います。

- 議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

- 教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、議員さんがおただしとおおり、当初予算181人を予定してございました。その後、最終的に実績ということで、127人になったということで、今回54万円の減となってございます。なお、高等学校通学費助成金につきましては、広報あさかわで9月号、11月号、12月号、それから回覧で11月にもそれぞれ掲載して周知はしていたところでございます。

以上です。

- 議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

- 4番（会田哲男君） 私が今申し上げたとおり、大変いい制度だと思っています。白河なんか行くと、バス賃まで考えると大変な額がかかるそうで、1万であります。通学費助成として大変いい制度だと思っていますが、私は申込みが少ないというのは、もしかすると金額が少ないから申込みする意欲が沸かないのかもしれませんが、できれば、平田では年間5万くらいやっている状況もございます。浅川町ももう当初予算は組みましたが、今後に向けて、もう少し引き上げるというような考えはどうか、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 確かに1万円では少ないという方もおりますが、本当にこれはもう4年前にできた制度であります。本当にこれから子育て世代に関して、いろいろと検討していかなくちゃいけない課題かなと思っておりますので、今後いい方向に進めたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） ぜひ、いい方向で上げのほうを検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） マイナンバーの登録が今広報などでも、いわゆる普及のための広報がなされておりましたけれども、現在までの登録者数は何人になっておるんですか。お伺いします。

それから、2つ目には7ページの後期高齢者インセンティブ交付金というのがあるんですね。この後期高齢者インセンティブ交付金というのはどういうものなのか。特に片仮名は、私はちょっと弱いものですから、特にインセンティブ交付金。

それから、3番目には過誤納付金が11ページに120万出ておりますね。過誤納付の加算金、これはどういふふうで支出しなければならなかったのかということ。

それから、4番目には、城山の刈払いの委託料が131万2,000円減額されております。これは、やらなくて済んだんですか、それとも、町の人夫などで仕事できたのか、その辺の状況ですね。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 10番議員、マイナンバーについては補正に入っていないのですよね。担当課長が準備していないという。

〔「え」の声あり〕

〔「補助金のあれでしょ、7ページのマイナポイント事業費補助金、入っているんだから質問していいんだ」「入っているよ」「ちょっと、これはあるよね」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

マイナンバーカードの交付状況でよろしかったですか。

〔「そうです」の声あり〕

○住民課長（関根恵美子君） 失礼しました。

交付につきましては、3月1日現在62.9%、それから申請の状況におきましては、J-LIS地方公共団体情報システムのほうに申請されている方が75%と把握しております。この申請の75%の中には、不備で戻ってきてしまっている方もいるかもしれませんが、申請の状況は75%になっており、交付につきましては62.9%になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） では、7ページの一番下のところ、後期高齢者インセンティブ交付金ということで、この交付金自体は高齢者の保健事業や収納対策に基づいて交付されるものですが、そのインセンティブという言葉の意味なんですけれども、目標を達成したときに支給されるものというイメージでよろしいかと思えます。それで、高齢者の保健事業とかの目標が達成されれば、この交付金が受けられるというもので理解していただいて大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、11ページの22節償還金、利子及び割引料の120万円についてですが、こちらのほうは税務署から過年度分の所得税更正の通知により町県民税を還付するもので、170万円ほどの還付となっております。不足額を120万で計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

城山生活環境保全林刈払業務委託料の減についてですが、こちら例年、森林組合さんのほうに遊歩道周辺の草刈りと支障のある枝等の伐採のほうをお願いしておりました。今年度もお願いする予定でおったのですが、森林組合さんのほうで人がいなくて全体的にやることは難しいというお返事がありました。夏の花火の前に地雷火のために城山に散水を消防団のほうでしていただいております。その際に遊歩道を通りますので、最低限でも通行に支障のあるような部分だけは草刈りをお願いしますということで、今年度につきましては、最低限の部分だけのお願いにいたしました。それだけなら何とかできるということのご返事をいただきまして、森林組合さんにお願いしました。次年度につきましても、予算のほうを載せてございますので森林組合さんのほうで受けられないということでしたら、また別のところを探すような考えをしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1番目のマイナンバーの登録、これは言われれば分かるでしょうが、パーセンテージじゃなくて人数ではどうなっているんですか。分かりやすく手元に資料があればお願いしたいです。

それから、税務署への町民税の還付金加算金、その辺のことがちょっといま一つ分からないんですけれども、予定納税しておく人たちの還付金とはまた別でしょう。過誤ですからね。だからその辺はどういうふうに理解すればいいんですか。もう一度、ちょっと分かりやすく大きな声でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

失礼いたしました。枚数にしまして、3,872枚となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

こちらの還付金に関しましては、誤りではなく所得税の更正通知によるものです。所得税の更正。ですので、税務署のほうで更正したものが町のほうにその通知が送られてくるものとして、多く払っていた分を支出するということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

日程第8、議案第9号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第8号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第10号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第10号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第11号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第11号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第12号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第12号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によ

って採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、発委第1号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、発委第1号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを起立によって採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎木田議員の一般質問に対する答弁

○議長（水野秀一君） ここで先日、木田議員の一般質問に対し、教育課長に答弁させます。

教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 先日、一般質問の中で木田議員さんからおただしがありました、学校の稼働率のパ一センテージなのですが、中学校の授業日数が204日ということで計算しますと、16.3%となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時54分